

い。少しでも体調が悪い場合は、後日改めて予約してください。

また、申告書などの提出

のみ場合は、郵送または住民課窓口、古里出張所へ直接ご提出ください。

＊ただし、つぎの場合は、相談・受付ができません。

○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方

○事業所得（営業等・農業）

または不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

○医療費控除を受けるための医療費明細書の記入が済んでいない方

○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方

○過年度の確定申告

類（運転免許証など）

＊代理の方が申告する場合は、委任状および委任された方の本人確認書類

○給与所得の源泉徴収票や

支払者の証明書、公的年金等源泉徴収票など、収入の明らかになる資料

○控除を受けるための証明書

・国民年金等控除証明書

・生命保険料や地震保険料の控除証明書

・障害者控除を受ける方は、障害者手帳や愛の手帳など

・医療費控除を受ける方は、「医療費の明細書」（医療を受けた人ごとに病院、薬局

の領収書を集計したもの）

・寄付金控除の証明書などを提出されている方は、その控

■申告の際に

持参するもの

○申告書

○マイナンバーカードまたは通知カード＋本人確認書



【青梅税務署

からお知らせ】

◆令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日（水）から3月15日（火）までです。

還付申告は、2月15日（火）以前でも提出できます。

令和3年分の贈与税の申告書の提出・納税は、2月1日（火）から3月15日（火）までです。

◆自宅から
e-Taxをはじめよう
令和3年分確定申告から
マイナンバーカードやスマートフォンを利用した所得などの申告作成がさらに便利に！

①簡単！スマホ申告
・スマホのカメラを起動し

て源泉徴収票（給与所得）を撮影すれば、読取内容が自動入力されます。マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカードを利用した「スマホ申告の動画」を見ながら、ぜひご利用ください。



②パソコンとスマホでe-Tax（ICカードリーダー不要）

・パソコンで申告書を作成する方もICカードリーダーがなくてもスマホとマイナンバーカードを使ってe-Taxがご利用できます！

◆キャッシュレス
納付のご案内
国税の納付は、簡単・便利・非対面のキャッシュレス納付が大変便利です。



○ダイレクト納付（e-Taxから簡単な方法で口座引落し）

○振替納税（口座引落し）

○インターネットバンキングなど

○クレジットカード納付
＊納付税額に応じた決済手数料がかかります。



◆窓口納付受付時間の短縮
税務署の窓口納付受付時間が、午前9時から午後4時まで短縮されています。この機会に是非「キャッシュレス納付」のご利用をお願いします。

◆申告書作成会場の開設

所得税などの申告書作成会場をつぎのとおり開設します。

〔開設期間〕2月1日（火）～3月15日（火）（土曜日、日曜日および祝日を除く）
＊2月20日（日）・27日（日）は、立川税務署において相談・受付を行います。

〔会場〕青梅税務署
〔受付時間〕午前8時30分～午後4時

〔入場整理券の配付〕混雑回避のために「入場整理券」を配付します。入場整理券は、当日、会場で配付する
《次ページへ続く》